

Title	源順論：史料編
Sub Title	
Author	保坂, 三郎(Hosaka, Saburo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.20, No.2 (1941. 11) ,p.105(291)- 132(318)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19411100-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

源順論

史料編

保坂三郎

はしかき

源順の作品はかなり澤山残つてゐる。そのうちで中心をなすものは『本朝文粹』に輯載された三十二篇の詩文と『源順集』であらう。^{〔註〕}従来もそのうち或るものは特に注意されてゐるが、総合的に取扱つたものはないやうである。私はこれ等のうちから作成年代の明かなものと、明かになし得るものを取りあげて、年代順に配列した。それが本稿である。されば必要に應じては考證をも加へた。又順の作品に非ざるものも特に史料として注目すべきものは掲載することにした。

元來これは不日發表せんとする源順論の史料篇とも云ふべきものなのである。その小論に於て私の試みやうとしてゐるのは順の作品の文藝的鑑賞や批判ではなく、學者として、文人として、歌人として平安中期に偉彩を放つ源順なる人間を解剖せんとするものである。それであるから後掲する作品中には必ずしも古來秀句として定評あるものと雖も掲載はしなかつた。それに反して順なる人間の思想をよく顯はすものであるならば面倒をいとはず長短に拘らず收めることとした。

〔註〕 此れ等の他にも手近にも順の作品は散見する。例へば「馬名合」の如きものである。其他古寫本等の類には私の眼

にふれぬものが多いことであらう。特に『短歌研究』第八卷第二號に池田・萩谷兩氏によつて紹介されてゐる『類聚歌合卷』の如きは本稿に直接關係する史料を含むのであることが兩氏の簡単な記述からも察せられるが、それも今は取ることが出来ない。

又私によつた本は孰れも不完全な活字本ばかりである。であるから私が一見してさへ誤と思はれるものも随分ある。その度毎によい寫本により度いとは思ふが、それも今許されぬことであつてみれば、他日機會に惠まるゝことでもあつたら改めることとして、今は諸本の示すままにし、全く私意を加へて訂正はしなかつた。然し特に論旨の必要上改めるを適當なりと信じた時にはその意を述べて改めることにした。

しかしながら今後如何に新發見があらうとも『本朝文粹』に收載された順の詩文と『源順集』が彼の作品の中心たるを失ふやうなことは先づあるまいと私は考へてゐる。以下文献の引用に當り特に記載なきはこの兩書を意味するものと知られたい。

史 料 篇

醍醐天皇

延喜十四年 誕生

『尊卑分脈』『三十六人歌仙傳』等によつてこの

年に誕生したことは略確實であらう。

順の曾祖父定は嵯峨天皇の御子にましく天長五年に源姓を賜はつた方である。又醍醐天皇の第四皇女勤子内親王(藤原師輔室)の母君は順の祖父至(即定の子)の弟唱の女子周子(近江更衣)である。順の著『和名類聚抄』の序に「僕之先人幸忝公主(勤子内親王)之外戚」とあるのはこのことを意味するのである。同序に「僕之老母陪公主之下風」とあるがこれは詳になし得なかつた。次頁に尊卑分脈の一部を抄出する。

醍醐天皇

延長八年 (廿歳) 父死す

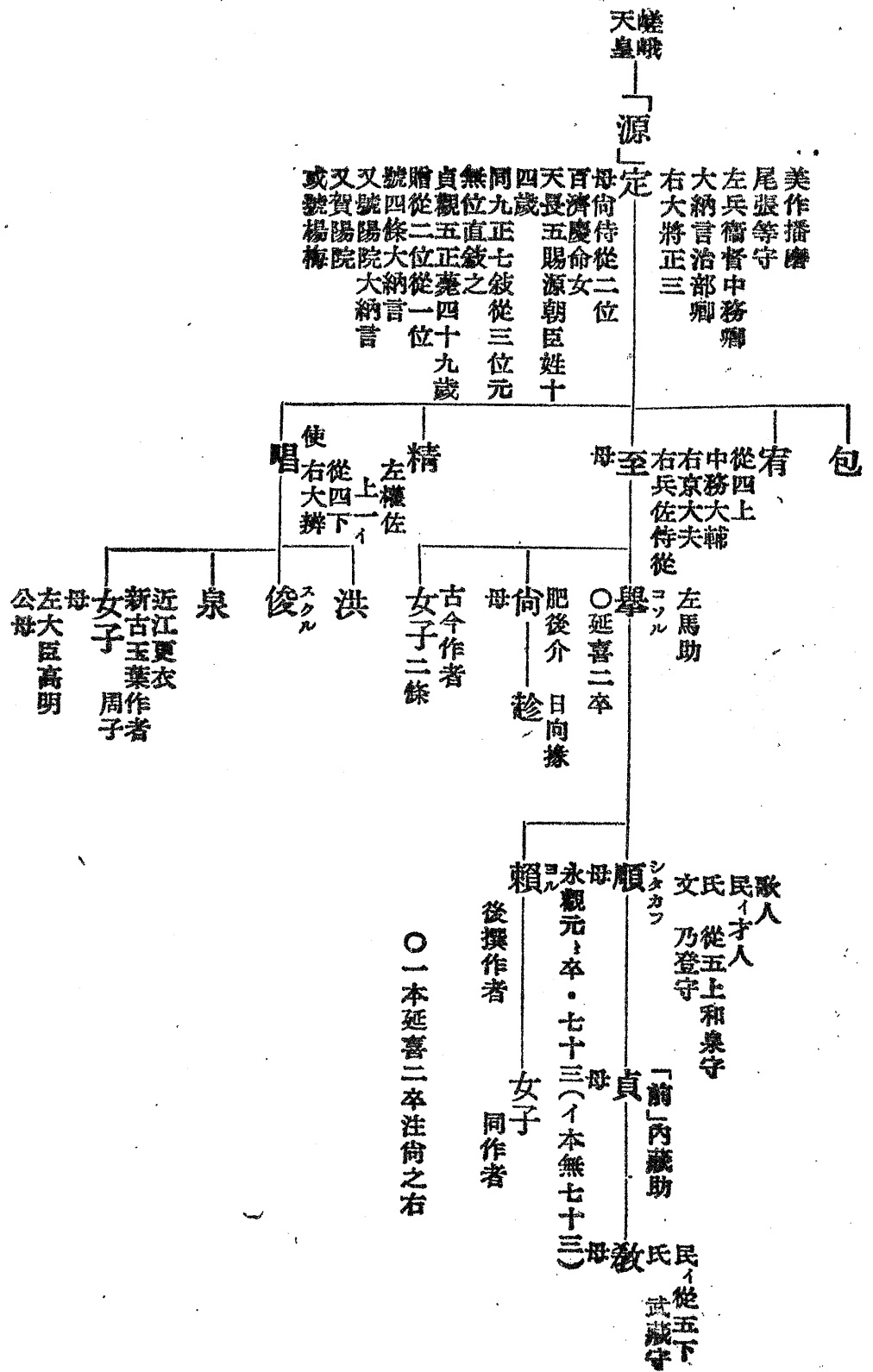
朱雀天皇

承平五年 (廿五歳) 母死す

承平元—五年(廿一—五歳)『和名類聚抄』を編す

天慶二年 (廿九歳) 「歎吟序」

『扶桑集』中には順の「歎吟序」なるものが收載されてゐる。その文中に父母の卒年



が明記してある。又父を吟せる詞中に「一
隔嚴容十有年」とあるを以て序の作成年時

も天慶二年と推算出来る。更に又これは從
來は全く顧られなかつたのであるが、この

年時は『和名類聚鈔』の成立年代の推定にも利用出来るのである。以下略述する。『和名抄』(以下『和名類聚鈔』を『和名抄』と略稱する。)の成立年代に關し山田孝雄博士は其の著『國語學史要』(四一頁)に

和名類聚抄は醍醐天皇の皇女勤子内親王の令旨を承つて源順が撰んで奉つた書である。この書の成つた年月は詳かでないが醍醐天皇を先帝と稱してゐるから朱雀天皇の御宇であり、勤子内親王の薨せられたのは天慶元年十一月であるから、結局承平年中に出来たものと推定せらるる。

と述べて居られる。大體從來もこの邊に推定してゐたのであり、それに誤もないが、

『和名抄』の序中には「僕之先人」と父を稱へ、母を「僕之老母」と稱してゐる。よ

つて順の母の存命中に編せられたものと解せざるを得ない。されば前述の如く母を失ひしは承平五年秋であるから、少くともその頃までには完成してゐたものであると考へられる。今ここに「和名類聚抄序」と「歎吟序」とを抄出する。

倭名類聚抄序

〔作品一〕

竊以延長第四公主(中略)年纔七歲初謁先帝(中略)其教曰我聞思拾芥者好探義實期折桂者競採文華至干和名弃而不屑(中略)汝集彼數家之善說令我臨文無所疑焉僕之先人幸悉公主之外戚故僕得見其草隸之神妙僕之老母亦陪公主之下風故僕得蒙其松容之教命固辭不許遂用修撰(以下略)

五歎吟并序

〔作品二〕

余有五歎欲罷不能所謂心動於中形於言言

不足故嗟歎之者也、延長八年之夏、失父於長安城之西、其歎一矣、承平五年之秋、別母於廣隆寺之北、其歎二矣、余又有兄或存或亡亡者、先人之長子也、少登台嶺、永爲比丘、慧進之名、滿山白雲、不理其名於身後、禮踊之聲、留澗青松、猶傳其聲於耳邊、衆皆痛惜、況於余乎、其歎三矣、存者先人之中子也、宅江洲之湖上、漁戶雙開、所望者烟波、渺々鴈書一贈、所陳者華洛迢々、何以得立身揚名、顯父母於後世乎、其歎四矣、今先人之少子也、恩愛過於諸兄、不教其和一曲之陽春、只戒守三餘於寒夜、苦學師之道、遂拙恐聞父之志、空拋其歎五矣、干時秋風向我而悲、双墳樹老、曉露伴我而泣、三逕草衰、歎而喟然吟之、率爾而已、詞曰

一、隔、嚴、容、十、有、年、又、無、親、戚、可、哀、憐、單、貧、久、被、蓬、門、閉、示、誠、多、教、竹、簡、編、聲、是、不、傳、歌、白、雪、德、猶、難、報、仰、青、天、立、名、終、孝、深、聞、得、成、業、爭、爲、拜

源 順 論 (保坂)

墓邊(中路)獨自吟斯五歎吟

〔註〕『日本紀略』天慶元年十一月五日の條

四品勳子內親王、先帝第四皇女中納言藤原室

村上天曆五年(四十一歲)

賀祿綿

〔作品三〕

昔侍重陽宴者皆賜大府之綿、去冬以來有殘菊、宴應其徵者亦仍舊貫、爰江國子藤貢士、荷祿綿歸秘閣、顧相語曰、吳綿橫肩可知、八蠶之貢齊裘、聚毳何稱衆、狐之珍欲嘲子、鶯之著蘆花、猶勝王、恠之得繡被、滿座相賀、遂及言詩其詞云。

右は次に掲ぐる『西宮記』の記事により、天曆五年十月五日、殘菊宴の折作成せしものと推定せられる。

承平以後、依御忌月無節會、天曆依詔十月被行殘菊宴

^補九記云、天曆四年十月八日天晴巳刻參入

諸司裝束如常但内藏殿上文臺立簀子中央

(註略)庭中文臺立舞臺西北頭舞臺東北西三

方立菊花(註略)舞姫樂人座

^補同五年十月五日云云(前略)畢給祿、但越中

石見綿等充祿 是雖御服國々
依無他綿 依綿少只給王卿手

祿不及文人祿云々

『西宮記』卷五 九月九日宴の條 故實叢書本第

一、一八七、一八九、一九一頁

和歌(萬葉集修撰) [作品四]

天曆五年宣旨ありてやまとうたをえらふ

ところなしつほにおかせ給古萬葉集よみ

ときえらはしめ給なりめしおかれたるは

河内椽清原元輔近江椽紀時文讚岐椽大中

臣能宣學生源順御書所預坂上茂樹を也藏

人左近衛少將藤原朝臣伊尹をそのところ

の別當にさためさせたまふかみなつきの

ついのはての(神無月のつこもりに御題を

封じてくたし給へるにいはいはへ)かみなつ

きかきりとやおもふもみちはのとありお

のおのうたをたてまつるに

神無月はてはもみちもいかなれやしくれと

ゝもにふりにけるらむ

またくたしたまへるにいはいくもみちはの

かみなつきはてぬとおもひてちりすくる

をはしりにけりいかなりやおほめくさ

ためなしすゑつかたたをやけきさまなり

となよたけのよゝのふるとになむよりに

ける

侍中亞將爲撰和歌所別當御筆

宣旨奉行文

[作品五]

左親衛藤原將者當世之賢大夫也雄劔在腰拔

則秋霜三尺雌黃自口吟亦寒玉一聲逮于跪彼
仙殿之綺筵銜此宸筆之綸命天下彌知忠鯁不
撓艷情相兼之臣昔雖柿本大夫振芳聲於萬葉
華山僧正馳高興於片雲而只傳人間虛詞未賜
聖上之眞跡見今思古渺矣希矣于時天曆五年
歲次辛亥玄英初換之月朱草將盡之時也

年 月 日

禁制闌入事

〔作品六〕

右藏人少內記大江澄景仰云件所名涉妖艷實
入神祕振萬葉之曩篇知百代之遺美况排昭陽
爲修撰之處尋箕裘爲寓直之徒手提水龜近採
青苔之曉露心戀花鳥偷待紅梨之秋風事之秘
重不敢出闔宜禁闌入各、勤所識者禁制如件

天曆五年十月 日

天曆元一七年(卅七—四十三歲) 和歌 〔作品七〕

源 順 論 (保坂)

にしの四條の宮の源中納言のおまへにち
ひさき紅梅をうゑさせ給ひたりけるをは
じめてはな咲きたるとし悦びてをのこど
もおのおの文字ひとつをさぐりてよむ歌
の序さぐりてうもじをたまはれり

あはれ春のはじめはひがしよりといふこ
とを西の宮よりなりけりとは、この梅の
はなをみてなむおどろかれけるこれによ
りわがおととの君やまごとのをのこど
もをひきつらねてさぶらはせ給ひからた
けの笛の一よあそびあかさせ給ひかかる
ふしをたゞにやはすごすべきとてこの木
のおひ出でし萬代の老木にならむまでの
心ばへをよませ給ふに

白波のしらぬ身なれど大淀のおほせごとをば
いかゞそむかむ

梅津河このくれよりぞながれけるうれしきせ

せはみえむ水底

「にしの四條の宮の源中納言」即源高明は「公卿補任」によれば天曆元年四月二十六日權中納言に任せられ、同七年九月二十五日大納言に任せられた。さればこの和歌の作成年代もその間にあるものと解さるる。

天曆七年(四十三歳)

十月補文章生(三十六七人歌仙傳)

初冬於栖霞寺同賦霜葉滿林紅應李部

大王敬

〔作品八〕

栖霞寺者本栖霞寺者本栖霞觀也昔丞相(源融)

遊息所遺者泉石之聲今大王(重明親王)紹隆所供

者香花之色(中略)順暮年折桂寒夜臥蓬幸陪大

王之光塵豈非小人之景福請記勝事貽千方來云

爾

文中に「順暮年折桂」とあれば天曆七年十月以後の作と考へられる。又重明親王は天曆八年九月十四日(扶桑略記)に薨せられた。尙文中初冬とあれば天曆七年の作と断せらる。

天曆八年(四十四歳)

沙門敬公集序

〔作品九〕

延曆寺尊敬上人俗姓橘氏名在列字卿和州員外刺史秘樹之第三子也(中略)嗟呼高才不遇自古而有矣公年三十始補文人天下痛其名士晚達公亦自倦去業就爵即除藝州別駕累遷御史中丞居職歲餘臺務肅清霜威彌嚴風譽益遠然猶厭榮朝市栖心釋門一切經論漸探秘蹟天慶七年冬十月遂脫俗網遊天台山除却五醉降伏四魔其猶不降者獨詩魔而已是故每至洞霞春溪霧移山鷲囀華之朝林鹿蹋葉之夕無師知之力能飛其文利他願之餘或爲人作古人所謂爲義作爲法作爲方便智作爲解脫性作不爲詩而作蓋公之謂乎(中

略) 甲寅歲三月廿八日前進士源順序

天曆十年(四十六歲) 正月任勸解由判官(三十六人歌仙傳)

天德三年(四十九歲)八月十六日清涼殿に於いて詩合を行はせらる。順其選に當る。今『天德三年八月十六日鬪詩行事略記』より順の詩を鈔出する。

第五

秋光變山水以深爲韻

左

順

秋光變處望中尋。山水蒼々景氣深。烟暗半殘
鐘岫黛。月明斜入鏡湖心。隨嵐落葉含蕭瑟。
澗石飛泉弄雅琴。欲愛風流新趣去。君恩未報
不抽簪

右

直幹

源 順 論 (保坂)

山葉凋冷水影侵。秋光變色幾登臨。碧雲嶺黛
紅材秀。青艸潮心銀浪深。¹拓隱住稀攀桂跡。
涉江船罷採蓮音。每逢蕭瑟催閑思。送老難堪
薄暮陰。

玉漏頻奏。判者爲持。勸盃猶不闕。

第六

葦聲入夜催。以寒爲韻

左

葦聲切々夜漫々。欹枕還忘玉漏闌。不奈蟪蛄
喧岸柳。何憐絡緯織庭蘭。藜邊怨遠風聞暗。
壁底吟幽月色寒。傾耳誰無秋興動。昔鳴軒屏
感潘安。

右

直幹

葦喧暮艸夜更闌。月影初斜露色團。山館雨時
鳴自暗。野亭風處織猶寒。林邊響透秋心急。
枕上聲餘曉夢殘。德及昆蟲微細類。□□得令
出素端。

時尅漸久。殊有勅定。以左爲勝。勤盃如先。

第九

松江落葉波。以紅爲韻

左

順

吳松江上碧波中。落葉浮來木漸空。戲藻鱸魚鄰欲變。浴流鷗鳥影難通。斜駢水面嵐聲錦。適度潭心兩跡紅。借問蘇州漁釣客。其如秋半洞庭風。

右

直幹

綠松江被綺霞籠。葉落波重幾里風。聲繞沙村和暮雨。影逐烟鳥動晴空。衝泥始變鷗眠白。疊渚唯看鶴跡紅。誰識往還漁父意。送秋多年老舟中。

依雨跡句左詩停帶。同講師持疑已久。判者遂以右爲勝。

(中略)

先是十有餘日之程。左右方々或斟陸機之詞濤。或謂潘岳之麗藻。吟風頭而骨寒。嘯月下而思邃。當時好文之輩。莫不羨進此列者也。然而當其選者。左方右中辨菅原文時。式部大丞同輔正。民部大丞源相規。菅原理詮。刑部丞紀伊輔。勘解由判官源順。右衛門少尉藤原仲輔。學生同公方。同行葛。清原元真等也。右方中納言源朝臣。參議大江朝臣維時。式部大輔橘朝臣直幹。太宰大貳藤原朝臣國風。勘解由次官菅原名明。大內記藤原俊生。少內記同篤茂。文章得業生藤原雅材等也。

(尙「西宮記」卷八宴遊詩合の條參照)

天德四年(五十歲)三月晦日清涼殿に於て歌合を行はせらる。順歌人に選ばる。今「内裡歌合」中より順の歌を鈔出する。(岩波文庫本による)

和歌二首

〔作品一〕

鶯

氷だにとまらぬ春の谷風にまだうちとけぬう
ぐひすの聲

款冬

春がすみ井手の川波たちかへり見てこそゆか
め山吹の花

尙『西宮記』卷八宴遊歌合の條を次に引用する。

(故實叢書本による)

天徳四三卅日自今月上旬被書分萬人、以更衣
爲方頭、典侍、掌侍、命婦、藏人爲方人、十九
日分侍臣爲方「人」頭伊尹朝臣、於御前書分、當日早且雜色
以下參上、供御裝束、其儀西廂皆懸御簾五間、
度殿立御倚子、大盤南方立御几帳御置物机、在御座西
南四間垂御簾 爲左方女房座、北二間垂御簾、
爲右方座、御前度殿南北、各敷綠端疊三枚、

源 順 論 (保坂)

爲公卿座、清涼殿東簀子敷、從度殿南北相分

鋪長疊、爲左右侍臣座、南小庭各敷疊三枚、

爲樂所召人座、仰所司令申二剋御出、召左右哥、

右方令持洲濱二机一哥、參上自御湯殿西邊獻、

童女一人着柳執地敷淺縹浮文織文、立御前欄下、一人

敷地敷之後昇之、立沈机入金筋、淺香下机入金

銀筋、覆花文綾青末濃、加柳折枝繡文、机四

角以金銀作柳枝四莖、便爲覆臺也、有足結組

無帶、洲濱中畫七寶、以色紙書小字詠花樹哥、

各結着其枝、題好鳥一什、令合將其背、至如

春霞、暮春、首夏、戀望之詞、或在人手、或

載漁舟、惣二十首、隨便宜分置、小舍人實正執

銀花枝、下居砌傍、藤實明、三善與光惣小舍人二

人昇負洲濱、置實正前、次左方自殿上侍方參

上、童女一人執地敷紫綺、敷御前坤如右、童女

四人昇洲濱立地敷上、洲濱體同右、紫檀机、蘇芳下

藤打技繡文有帶無繡、其中銀鶴含黃花一枝、以童女執指

金作八重葩、以青銀作數片葉、每葉各書一首、

籌洲濱參入、(大)野水無机有花足、洲様敷物、其内置金銀藤花、小舍人二人

藤原宜頼、紀延方於砌下取傳、置員指前、殿上公着赤色櫻色襲、

卿依召參上、左大臣、大納言源朝臣、右大將藤原朝臣、雅信朝臣、朝成等南北面左右

方頭、辨備衝重、給公卿并男女房人殿上六位取傳、召

左方延光朝臣、右方博雅朝臣令講哥、評定間

勸盃酌左勝、御厨子所供御菓子干物、重信陪膳供御

酒、左大臣獻之、召樂所人々、砌下奏樂、兼書分哥

人、左大臣筆、朝成筆、方人侍臣及樂所人、實利横笛

門、「候」右大納言琵琶、雅信朝臣拍子、侍臣召人

等蕃平、清通、公方、方生、候右庭、哥絃如左、興闌給祿、

左大臣御衣、青表以下、大納言白細長、參議單重、

四位五位正絹、於弓湯殿、試學生等之時、長押内敷座、爲試者座(北上西面)元名門東第三間敷

監試「次」將座、(西上南面)同門東第二間立文臺試者稱籍置文云々、監試次將取文臺置御前云々、

應和元年(五十一歲)

三月五日夜宴を釣殿に行ひ擬文章生を中島に試み給ふ。

『扶桑略記』同日の條には

三月五日戊戌於冷泉院釣殿有花宴所召文人文章得業生二人文章生四人擬文章生二十人學生

藤原公方同行葛舊文章生民部大輔保光朝臣左

中辨文範朝臣因幡守雅規右衛門權佐偕行大内

記今茂少外記笠朝望少内記菅原篤茂勘解由判

官源順等也式部大輔直幹朝臣等相率文人參入

各着座召直幹爲講師然直幹遲參仍令文時講詩

とあり、又『日本紀略』には

天皇御釣臺召文人有櫻花宴花光水立浮召擬文

章生於池中嶋奉試題流鶯遠和琴勅題也又有笙

歌之興文時獻序□□爲講師文人四位五人五位

十四人諸司六位四人文章得業生二人文章生三

人擬文章生廿人學生二人准延喜十六年九月廿

八日行幸朱雀院之例也

とある。『本朝文粹』には文時の序が記載されて

ゐる。参考の爲次に引用する。

暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光

水上浮應 製

菅三品

冷泉院者萬葉之仙宮百花之一洞也景趣幽奇煙霞勝絕聖上暫出紫闈近幸綺閣以來供奉無暇者瑞露薰風扈從猶留者詩情誦思及至春輝漸闌物色可愛人間之芳菲欲盡象外之風煙猶濃爰宴于林下之池臺誠有以矣(中略)于時宴夜景醉蕩春風詠誦於琪樹之陰蹈舞於沙涯之畔臣文時籍非煙客名謝風人謬以詩家之末塵叨霑樂池之餘澤記言者著勤也敘事者新責也敢對塘聊獻實錄云爾謹序

閏三月太宰章親王文人を會して詩を賦せしめらる。源順詩序を作る。

後三月陪都督大王華亭同賦今年又

有春各、分字應教

〔作品二二〕

源順論(保坂)

文中に「于時聖曆改元老春得閏」とあり、應和元年の作たること疑ひなし。

和歌十首(二見を失ふ)

〔作品二三〕

應和元年七月十一日によつたる女子をうしなひて同年の八月六日に又いつつなるをのこゝを失ひて無常の思ひ事にふれておこるかなしびの涙かはかず古萬葉集の中に彌沙滿誓がよめる歌の中に世の中を何にたとへむといへることをとりてかしらにおきてよめる歌十首

世の中を何にたとへむあかねさす朝日まつまの萩のうへの露

世の中を何にたとへむ夕露もまたできえぬるあさがほの花

世の中を何にたとへむ飛鳥川さだめなきよに瀧津水の泡

(三〇三)

一一七

世の中を何にたとへむうたゝねの夢路ばかり
にかよふたまぼこ

世の中を何にたとへむ吹く風はゆくゑもしら
ぬみねのしら雲

世の中を何にたとへむ水はやみかつくづれ行
くきしのひめ松

世の中を何にたとへむ秋の田をほのかにてら
すよひの稻づま

世の中を何にたとへむにごり江の底にならで
もやどる月影

世の中を何にたとへむ草も木もかれ行くころ
の野への蟲の音

世の中を何にたとへむ冬をあさみ降とはみれ
どけぬる白雪

又『元輔集』には次の如き和歌が収められてゐ
る。

順が子なくなりて侍りしとぶらひにつか

はし、

思ひやるこゝひの森の雫にはよそなる人の袖
もぬれけり

したがふが返し

〔作品一四〕

朽ちはてゝなきこのもとは君がとふ言のは見
るも先ぞ悲しき

又かへしつかはし、

旅だゝで枯ぬときゝしこのもとの歎きの森と
争でなりけん

長 歌

〔作品一五〕

應和元年勘解由の判官の勢六年いにしへ
になずらふるにかくしづめる人なしつか
れたの馬のかたをつくりてわかさの長官

朝成朝臣に給ふにくはへたるなが歌

あらたまの 年のはたち 足らざりしと

きはの山の やまさむみ 風もさはらぬふ

ちごろも 二たびたちし 秋ざりに 心も
 空に まどひそめ みなしご草に なりしよ
 り 物思ふことの 葉をしげみ けぬべき露
 の 夜半におきて 夏はなぎさに もえわた
 る 螢を袖に ひろひつゝ 冬は花かと み
 えまがふ 木のまゝに ふりつもる 雪を
 たもとに あつめつゝ ふみみて出でし み
 ちはなほ 身のうきにのみ ありければ こ
 こもかしこも あしねはふ 下にのみこそ
 いづみけれ たれここのつゝ さは水に な
 く鶴の音は 久かたの 雲の上まで かくれ
 なみ たかく聞えて かひありて いひなが
 しけむ われはなほ かひもなぎさに みつ
 しほの 世にはからくて すみの江の 松は
 かなしく 老いぬれど みどりの衣 ぬぎか
 へむ 春はいつとも しらなみの 波路にい
 たく ゆきかよひ ゆもこりあへず なりに

ける 船のわれをし 君しらば あはれ今だ
 に しづめじと 蚕のつり繩 うちはへて
 ひくとしきかば ものはおもはじ

應和二年(五十二歳)

正月任民部少丞補東宮藏人 (三十六人歌仙傳)

和歌

〔作品一六〕

應和二年正月東宮の藏人になりて月のう
 ちに式部丞にうつれりおもひをのべて右
 近の命ぶにつかはす
 ひく人もなしとわびつる梓弓今ぞうれしきも
 ろやしつれば

和歌

〔作品一七〕

同年十二月前朱雀院の姫宮の御裳ぎのれ
 うに御屏風調せさせ給ふ人々歌奉らせ給
 ふ歌 青柳

露を重みたえぬ許りの青柳はいくめかけたる
こがねなるらん

應和三年(五十三歳) 正月任民部大丞(三十六人)

歌仙傳

康保三年(五十六歳)

正月叙從五位下同月任下總權守 (三十六人歌)

仙傳

應和元—康保二年(五十二—五歳)

三月三日於西官池亭同賦開花已匝樹應教

〔作品一八〕

(前略)應和、大納言、建月臺排花閣(中略)戶部郎
中順者本亞相之僕夫也、執綺拂露昔久執竹馬之
鞭、髮欲霜今猶賸花鳥之席、思古感今應教獻序
云爾

文中應、和大納言とは源高明であり、順は康
保三年正月下總權守に任せられたのである
から、その戸部郎中即民部丞たりし康保二
年までの間に作られしものと断せられる。

夏日陪右親衛源將軍初讀論語各分一字

〔作品一九〕

康保三年夏右親衛源將軍招翰林藤學士初讀魯
論語時人以爲不恥下問能守文宣王之遺訓焉何
則俗人未必賢智以爲論語者幼學之書也不足於
晚學不知其先聖微言圓通如明珠之義矣 將軍
職列虎牙雖拉武勇於漢四七將學抽麟角遂味文
章於魯二十篇所謂汎愛衆而親仁行有餘力則以
學文蓋將軍之謂乎爰有總州員外順昔是南曹聚
雪之生今則東海指雲之吏學拙官冷慙獻蕪詞云
爾

康保四年(五十七歳)正月任和泉守(三十六人歌仙

傳)

冷泉天皇

安和元年(五十八歳)

和歌

〔作品二〇〕

康保五年女五男八親王の御屏風の歌

春田舎の家に女どものいふ男あり

道とほみ人もかよはぬ梅の花君には風やわきてつげつる

〔註〕 康保五年八月十五日改元

醍醐天皇

天祿三年(六十二歳)

後二日遊白河院同賦花影泛春池應教

〔作品二一〕

夫年不必有閨不必在春今年閨在二月(中略)順才拙半老鬢髮之雪漸梳稀罷二年萊蕪之塵未拂只以病後匍匐幸陪茲席誇張於一醉之富詠詩於三樂之餘而已云爾

源順論(保坂)

八月廿八日親子内親王野宮にて和歌會あり。順

判者となる。(『親子内親王家歌合』(續群書類所収)

『源順集』・『古今著聞集』等に詳し。)以下『順集』

より抄出する。

〔作品二二〕

(前略)

抑順梨壺には奈良の都のふる歌よみときえらび奉りし時にはすこしくわ竹のよこもりて行未をたのむをりも侍りき今は草の庵に難波の浦のあしのけにのみわづらひてこもり侍ればすべてわれ舟の引く人もなきさにすてられおかれたらむ心ちなむしけるかゝるうちにもこのとしごろはしらけゆく髪には霜やおきな草言のはも皆かれはてにけり
かく侍れば此歌どもさだめ申せるさまどもいとひしらすことやうなり猶おまへ

(三〇四)

一一一

にて定めさせ給はむよからむと申すをき
ゝて正通が申すやう

霜がれの翁草とはなのれども女郎花にはなほ
なびきけり

今日の判をみればなどいひたはぶれてま
かりいでみんとするほどに(中略)天祿と
いふ年はじまりてみとせの秋の半長月の
しもの十日に今二日おきて大井にての事
なり

夜行舍人鳥養有三歌

〔作品二三〕

病中聞羽林藤將軍戲題夜行舍人鳥養有三之
絶句兼見藤播州橘員外源進士等奉和之古調

一感一歎繼以狂歌

夜行翁夜夜警火舊府中呼曰火危彼何翁(中略)
汝僕一家功已顯我臣三代志未據者自天曆至康
保再直祕閣撰御書抄寫年積眼早暗桑榆景傾病

彌々忙兩脚枯細踞床行雙鬢變哀臨鏡霜大都一
年三四度无年不纏於霧露霧露晴少適々晴日脚
不輕便常蹇步卿相門前趁易絶賓友席上交難結
野亭花蔭雪我行欲折不能折山憲鳥喧雲我行欲
聞不能聞惟寂惟寞春空過獨愁獨歎夏猶臥人皆
惡作常構病世未悲爲愁存令有三何功被君憐只
在高聲夜不眠我昔奉公忘寢食何無天憐及暮年
大陽難照覆瓮下願君雲上爲奏傳天曆舊臣沉下
位欲浮舜德海無邊

(前掲和歌詞書と本文文意によりかりにこ
こに配す。)

天延元年(六十三歳)

和歌

〔作品三四〕

同じ御時(天祿四年)御屏風に七月七日夜
琴ひく女あり

琴の音はなぞやかひなきたなばたのあかぬ別
をひきしとめねば

〔拾遺和歌集〕

〔註〕『源順集』には「右兵衛督忠公朝臣あたらしく調ずる屏風の歌」なる詞書の下にこの歌と一聯のものが十二首あり。今略す。

天祿元—天延二年(六十一—六十四歳)

遊白河院賦秋花逐露開詩序 〔作品二五〕

文中に故左相府(藤原師尹)・左武衛藤原相公(藤原濟時)・詹事納言(源延光) 尙書相公(源保光)等の名がみえる。『公卿補任』によると左相府藤原師尹は安和二年三月廿六日左大臣となり、同年十月十四日薨じ、源延光の權中納言に任せられたのは安和三年八月五日であり、權大納言に任せられたのは天延三年正月廿六日である。その間濟時は參議左兵衛督であり、保光も亦參議大辨であるから、この序は順の六十一—六十四歳までに作られたものであることが推定される。

天延二年(六十四歳)

源 順 論 (保坂)

申受領狀

〔作品二六〕

散位從四位上藤原朝臣倫寧等誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩諸國受領吏稀滿并臨時闕

舊吏新叙相半被拜任狀

右倫寧等謹檢舊史比聖明於日月以無所不照也
喻皇恩於雨露以無所不潤也上能施均一之德下
必盡無貳之節而七八年來正月叙位之外頻有踐
祚大嘗會等臨時之叙位新叙已積舊吏自舊吏之
中昇沉不一或殊功不聞早有蒙抽賞者或愚忠徒
疲久有被棄置者車前畫熊而悅者少釜中生魚而
愁者多若明恩之無何偏何以遺此愁乎(中略)當
于斯時朝野皆以爲受領者一生一度之官榮也興
國安民之治迹不用盡葵鞭蒲之政聲何益豈如不
慮編戶之苦長廻潤屋之謀矣如此則恐朝少廉恥
之臣國多貪婪之吏國弊民散興復難期非敢塞賢
路爭吏途只令天下之耳目知聖德之平均也
望請 天恩殊垂矜照諸國受領之吏秩滿臨時之

(三〇九)

一一三

關若可補十人者舊吏新叙相半各補五人將均勞
逸抑、國有大小亦有興亡功有優劣亦有先後隨
國論功依次加賞則苟成其功者待次第而不愁不
歎適、赴其任者慕循良以盡節餘忠外彌、扇龔
黃之風內何憂閑素之日乎伏錄事狀倫寧等誠惶
誠恐謹言

天延二年十二月十七日

散位源朝臣順 藤原朝臣爲雅

橘朝臣伊輔 藤原朝臣倫寧

貞元元年(六十六歲)

申淡路守狀(正月廿八日)

散位從五位上源朝臣順誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩因准前例依和泉國功補淡

路守闕狀

天延三年(六十五歲) 和歌

〔作品二七〕

大納言源朝臣の枇杷殿にて菊をもてあそ

びてくもじをえたり

うつろはん時や見わかん冬の夜の霜とひとつ

にみゆるしら菊

〔公卿補任〕源延光の條によれば

天延三年正月廿六日任權大納言從三位四十九

所濟功十二箇條

以前微功等謹甄錄如右仰、件淡路國名雖一國

實纔二郡外位從下之輩古今所任來也順苟治小

國適、成大功又忝上階須期後賞而籠鳥思出豈

擇遠近之林轍魚悲枯只求斗升之水望請殊蒙

天恩被補件闕展翅於仁風霑鰓於惠澤將令天下

彌、知明時之不棄前功奮勞矣順誠惶誠恐謹言

天延四年正月二十八日散位從五位上源朝
臣順上

爲藤原原明子請被停所帶爵令男右少辨佐時
加一階狀(二月一日)

和歌

〔作品三〇〕

同年の五月一條藤大納言石山〔註一〕にまうでて

七日さぶらひたまふ同日人の詩つくり歌

よむにたへたるあまたあるいとまのひま

にからの歌作大和歌よめるに侍從誠信朝

臣さはりありてとゞまれり後にかの歌ど

もをみて身づからゆきて作り侍らでこれ

また作りくはへてとすゝめしむるの中に

三河の權守惟成朝臣の江山此地深と云ふ

詩に客帆有月千里仙洞無人鶴一雙といへ

ると内記源爲憲朝臣なぎさの松といふ題

源 順 論(保坂)

をよめる

老にける渚の松のふかみどり沈めるかげをよ
そにやは見る〔註二〕

といへるをふたつの和すといへる和歌

ふかみどり松にもあらぬ朝あけの衣さへなど

しづみそめけん

〔註一〕 一條藤大納言は藤原爲光

〔註二〕 この一首を定家は順の和歌と誤りて『新古今和歌集』
に入れてある。

和歌

〔作品三一〕

天元二年の秋おろかなるをのこさうしは

平の兼盛するがの守にしてくだるにやる歌

二首

時しまれをしかの橋を秋ゆけばあづまをさへ

ぞこひ渡るべき

思ひわびおのか舟々ゆくを舟たごのうらみて

きぬといはすな

和歌

〔作品三二〕

兼盛駿河のかみにて下り侍りける馬の餞
七侍とて

別路は渡せる橋もなき物をいかてかつねに戀
ひわたるへき

〔拾遺和歌集〕

和歌

〔作品三四〕

同年十二月のころほひ依宜旨奉る御屏風
歌子の日の野べにあそぶ人

小松ひく人にはつげじふか縁こ高きかげぞよ
そはまされる

和歌

〔作品三三〕

天元二年十月初の亥の日右大臣殿註の女御
火桶ともにもちひくだものもりてうちの
女房どもにつかはす次でに大臣殿にも火
桶一つ奉らせ給ふ銀にてゐのこかめのか
たを作りてすゑさせ給へるにくははれる

和歌

〔作品三五〕

貞元二年初齋宮侍従のくりやに御座する
間に八月廿八日庚申の夜人々あそびいは
ひの心をよむ
神代より色もかはらで竹川のよゝをば君をか
ぞへわたらん

渡つ海のうきたる島をおふよりは動きなき世

和歌

〔作品三六〕

をいたゞけや龜

おなじ年の九月はつる日齋宮野々宮の御

〔註〕 右大臣は藤原兼家

前に前裁うゑて又よむ

たのもしな野の宮人のうゝる花しぐるゝ月に
あすはなるとも

和歌

〔作品三七〕

初（貞元元）の冬（貞元元）庚申の夜伊勢のいつきの
宮（順子）にさぶらひにて松の聲よることにい

るといふ題にて奉る歌の序（中略）順がか
しらのかみ夏も冬もわかぬ雪かとあやま
たれ心のやみはからにも大和にもすべて
つきなくおまへのやり水にうかべるのこ
りの菊に思ひあはすればいづみばかりに
いづめる身はづかしく名にたかききぬが
さをかに照るもみちばを見わたせばかゝ
るまとゐにさぶらふことさへ目ばゆけれ
どさもあらばあれ人これきゝてそしりわ
らはめかけまくもかしこきおほんかみは
哀れともめぐみさいはひ給ひてむ今いに

源 順 論（保坂）

しへをみるがごとくこよひの事を後の人
もみよとて書きしるして奉るは仰ごとし
したがふ也

夜を寒みことにしもいる松風は君にひかれて
千代やそふらん

天元三年（七十歳） 申伊賀伊勢等守状

〔作品三八〕

散位從五位上源朝臣順誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩依和泉國所濟并別功散位

勞次第被拜任伊賀伊勢等國守關狀

任國功十二箇條

件功勘雜公文請摠返抄此二箇條之外皆是別

功也條條具見申加階之時所司勘文等

散位勞十一箇年

件勞天祿二年以後所積舊吏中既爲第一彼國

吏濟例事皆以加階拜官未有成別功如此沈滯

（三三）

一二七

者

各分一字應教

〔作品三九〕

右順謹案延喜天曆二朝之故事抽賞舊吏必依功勞次第若功勞共均時論成業非成業聖風相傳今猶如彼而順苟兼三事徒過九年家富則不可愁就養桑而可養餘命年少亦不可歎忍飢寒而可期後榮至于年老家貧愁深歎切愚不知宿世之罪報泣猶仰明時之哀憐而已望請殊蒙天恩任功勞次第被拜除件國關外彌、竭松相之節內將拂萊蕪之塵順誠惶誠恐謹言

天元三年正月廿三日散位從五位上源朝臣

順上

本文中「散位勞十一箇年」は柿村氏の註にも言へる如く「恐當作九箇年」であらう。文中更に「徒過九年」とあり、天元三年は天祿二年より滿九年目に當る。

(前略)但有好學無益者前泉州刺史順也一生貧而樂道徒繼原憲之前蹤九年沉於散班空添稽含之左鬢對曉鏡以有恥腐秋毫以無詞云爾
扱此處に問題となるのは、「三十六人歌仙傳」によると

「天元二年正月任能登守」

の一條がある。前掲二文の九年を足かけの九年とみても天元二年三月には散班に居たのである。然もこれ等は順の作成せる詩文であるから『三十六人歌仙傳』の如き史料とは比較にならない程正確なものとしなければならぬ。處が『源順集』には次の如き和歌が収載されてゐる。

和歌

〔作品四〇〕

天德三年の春能登守になりてくだるに一

條大納言の家の人々餞する日の歌

暮春陪上州大王池亭同賦度水落花來

こしの海にむれはゐるとも都鳥都のかたぞ戀

しかるべき

同

〔作品四一〕

おなじころ左衛門佐誠信饒する日の歌
神のます氣多のみ山木しげくともわきていの
らむ君が千年を

同

〔作品四二〕

おなじころ
をともしもこども今年をと、ひも昨日もけ
ふも我がこふる君
搔絶てとはぬはうくも思ほえず斯るにしなぬ
身をいかにせん

又『中務集』にも次の如き和歌が掲載されてゐる。

和歌

順源臣の能登守にてくだるに
雪ふかく春ともみえぬこころにもをりし梅こ
そ花さきにけれ

源 順 論 (保坂)

返し

〔作品四三〕

梅の花色は雪にもかよふめりかへるやとまで
人はとはなむ

又返し

いつはたとまつほど過ぎし白山にゆき、の跡
を尋ねをらめや

これ等を通じてみても、諸書の示す如く順の能
登守に任せられしことは確實であらう。しかし
その年時は明かでない。詞書の天徳三年の誤記
なることは云ふまでもないが、今の處これを確
めるだけの史料を見出すことができなかった。
少くとも天元三年正月以後のことである。

尙『三十六人歌仙傳』によると「天延六年十一
月廿五日叙従五位上治國」の一條があるが、天延
は四年七月十三日に貞元々々と改元せられ、天
延六年なる年はない。即『日本紀略』に
十三日戊寅、詔書、改元天延四年爲貞元々々

依灾并地震也、有敕令、大内記紀伊輔作詔書とある。然しながら天延四年正月廿八日の日附ある「請依和泉國功補淡路守闕狀」の文中には散位從五位上源朝臣順上(作品二八)

とあり、少くとも天延四年(西紀九七六年)には從五位上に叙せられてゐたことが察せられる。

されば「三十六人歌仙傳」のこの條の日附も亦誤記であること明白である。然らば何時從五位上に叙せられたかといふに、それを明かにする史料は他にみあたらぬが上述奏狀文中に

順苟治小國適成大功又忝上階

とあり、文意より在任中のことと考へられる。

さりとせば康保四年・安和元(八月十五日改元)・

二年・天祿元年(三月廿五日改元)の四年の間のこととなる。強ひて憶測するならば天祿元年

ではあるまいか。即「祿」を「延」と誤り、「元」を

「六」と誤つたのではあるまいか。因に順の一生

七十三年間には天字のつく年號が極めて多いのである。即天慶・天曆・天徳・天祿・天延・天元の六を數へるのである。されば後世の書寫の際これ等を誤ることは充分にあり得ると考へられる。

安和二年(五十九歳)以後

和 歌

〔作品四四〕

圓融院の御時御屏風歌奉りけるついでに
そへて奉りける

程もなくいつみはかりに沈む身はいかなる罪
の深きなるらむ
〔拾遺和歌集〕

『源順集』にはこの和歌を次の如く載せてある。

此歌を奉らする次でに仰ごと給ふる藏人
にやる

程もなきいづみばかりに沈む身はいかなる罪
の深きなるらん

天つ風空に吹あぐる暇もあらは澤にぞたづは

なくとつけなん

和歌

〔作品四五〕

圓融院の御時三尺の御屏風の十二帖の歌
の中に『順集』には「春の野のかすめるに
梅花あり小鷹するたる人行」とある）
梅が枝をかりにきて折る人やあると野への霞
は立ちかくすかも

〔拾遺和歌集〕

天元二年（六十八歳）以後 和歌

〔作品四六〕

三條太政大臣〔註〕の家にて八月十五日夜に水
上月といふことをよめる
水清みやどれる秋の月さへや千代まで君とす
まんとすらん

〔詞華和歌集〕

〔註〕三條太政大臣は藤原頼忠

『日本紀略』天元元年十月二日甲寅天皇出御南殿任大臣太
政大臣頼忠左大臣雅信右大臣兼家中納言被任（以下略）

源 順 論（保坂）

永觀元年（七十三歳）

和歌

〔作品四七〕

永觀元年一條の藤大納言の家寢殿の障子
に國々のなある所を繪にかけるにつくる
歌

夏鏡山

名にしおへばくもらざりけり鏡山うべこそ夏
の影に見えけれ

秋大井川

大井川柚に秋風さむければたつ岩波も雪とこ
そ見れ

あまのはしたて

満鹽ものぼりかねてぞかへるらしなにさへた
かき天のはし立

八十島

やそ島をまことにいかでみてしがな春の到ら

（三七）

一三一

ぬ浦はあるやと

うきしま

此歳卒す齡七十三

さだめなき人の心にくらぶればたゞうき島は
なのみなりけり

三十六人歌仙傳(群書類從所收)

從五位上行能登守源朝臣順左馬允。二男。天曆七年十月

たかさご

補三文章生。十年正月任三勘解由判官。應和二年

うちよする浪を尾上の松風と聲たかさごやい
づれなるらむ

正月任三民部少丞。補三東宮藏人。三年正月任三

たごの浦

大丞。康保三年正月七日叙三從五位下。省。同

春くれば田子の浦浪うらよくて出でまさりけ

月任三下總權守。四年正月任三和泉守。天延六

りたごの浦波

年十一月廿五日叙三從五位上。治國。天元二年
正月任三能登守。永觀元年卒年七。十三。

おほよど

いせの蟹ととひはきかねど大淀の濱のみるめ
はしるくぞ有ける

しかすがのわたり

ゆふ通ふ舟路はあれどしかすがの渡りは跡も
なくぞありける

〔註〕

萬葉集修選・後選和歌集撰集に關する文獻は源順研究に
とり最も重要なるものであるが、『大日本史料』(第一篇之
九)に整理收載されてあり、現在の私には其れ以上の史
料は見當らなかつたので、此篇には全部抄略に従つた。
不日發表せんとする『源順論』中に於てはそれ等の史料
は一應吟味する積りである。